

院内感染防止対策に関する取り組み

I 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

当センターは医療機関であるとともに福祉施設であり、ご入所者さまにおいては生活の場となっています。その院内感染対策は、ご利用者さまのみならずご家族、付き添い者、職員、訪問者などすべての人へ感染症の危険にさらさない環境を提供するため、発生予防と早期発見に努めます。普段より環境整備に努め、全てのご利用者さまに対して、標準予防策（スタンダード・プリコーション）に基づいた医療処置・ケアと感染経路に応じた予防策を実施してまいります。

II 院内感染防止対策に関する取り組み事項

当センターでは、対策方針を決定する感染予防対策委員会を設置しています。委員会は月1回以上、必要に応じて臨時開催します。

感染対策の実働組織としては、感染対策チーム（ICT）を置き、以下の活動などを行っています。

主な活動

- ・ 感染予防対策マニュアルの整備と職員への周知
- ・ 感染防止対策のための職員教育
- ・ 感染症発生防止のための監視活動
(環境ラウンド、耐性菌の検出状況確認、抗菌薬適正使用支援チーム(AST)による抗菌薬使用状況確認と支援)
- ・ 抗菌薬適正使用の推進
- ・ 地域の医療機関における感染対策に関するカンファレンスへ参加
- ・ 利用者からの感染対策に関する相談を受け、地域の医療機関と連携し、問題点の改善を図る
- ・ 感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行い、あわせて院内感染防止対策の周知を図る
- ・ 感染症発生時は、情報収集と調査分析、感染拡大防止策の検討、必要時には関係機関へ連絡を行う等

令和2年3月

東京都立東部療育センター感染予防対策委員会